■ 昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成24年2月15日発行第422号　毎月1回15日発行

# 行政書士とちぎ

2
2012

No.422

わたらせ渓谷鐵道イルミネーション（日光市）

Index

1 組織の在り方について
2 賀詞交歓会開かれる
支部長紹介（芳賀）
3 わがまち自慢　ー日光市ー
4 おじゃましま～す！
5 支局かわら版（佐野）
6 支局情報（宇都宮）・木もれび
7 アドちゃんの談話室
8 栃木県行政書士会カレンダー（3月）
9 日行連だより・正副会長の動き
10 業務連絡
12 傾聴トレーニングのお知らせ
13 業務特集 はじめての建設業
15 成年後見支援センターとちぎ創立総会開催のお知らせ
16 研修会のお知らせ
18 会員の動き

©高井研一郎
マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

# 組織の在り方について

総務部長　毛塚 勝行

会員の皆様、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は栃木会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、再度総務部長を拝命した私が常々自問自答していることがあります。それは、組織の在り方についてであります。昨今の経済状況や社会情勢急変に組織がより機動的に対応できるものにできないか？また、組織は小さいほうが活動しやすいのか？現在の会の事業活動は会則・規則で雁字搦めとなっております。それが斬新な事業を行おうとすると、「規則上できません。」となることが多々あります。すなわち、規則等が大きな阻害要因となり、事業活動が頓挫してしまいます。確かに組織である以上規則は必要ですが、それは必要最小限に留めるべきであるものと考察されます。従いまして、私としては、現在ある会則・規則・規程の全面的見直し作業をしながら、改廃を強力に今後推し進めていきたいと考えています。

また、現在総務部では、今後の事業活動として暴力団等排除対策委員会の設置、倫理研修の実施及び職務上請求書取扱規則の制定に取り組んでおりますことを会員の皆様にご報告申し上げます。

これら、総務部の大事業計画を進捗するためには会員の皆様のご理解・ご協力がなければ成し得ません。紙上で失礼ながら、今後はより多大なるご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、前述の私の考え方や総務部各事業計画につき、御意見がありましたら、遠慮なく小生宛にお申し出ください。

# 賀詞交歓会開かれる

１月１１日（水）午前１１時より「ホテル東日本宇都宮」において、恒例の、当会及び日本行政書士政治連盟栃木会主催による「賀詞交歓会」が、盛大に開催されました。

名誉会長の福田富一栃木県知事をはじめ、各市町長・衆参議員・県議会議員・各公官長等を来賓としてお迎えし、百数十名のかたがたが参加しました。

会長挨拶のあと、会長表彰（業務暦１０年以上・満８８歳以上）と感謝状（役員暦６年以上）の授与が行なわれ、つづいて、来賓の方々より祝辞を頂戴して、祝宴となりました。

琴奏者田代さん達による、新年にふさわしい「お琴」の演奏を聞き、正月気分を味わいながら、終始和やかな雰囲気の中、親交を深めておりました。

最後に、今後当会の発展を期し、万歳三唱を行い、交歓会はお開きとなりました。

（広報部副部長　山ノ井　一男）

# 支　部　長　紹　介　　芳賀支部長　　長岡　辰夫

芳賀支部長の長岡辰夫です。

私は会社員定年後の開業で業歴１２年になりますが、仕事上の客足は相変わらず低迷しています。本部財務経理部担当理事より支部長に転じて約半年、副支部長、役員さんの献身的な支援で支部運営は至極円滑、感謝感謝です。支部長としての私の役割は、まず第１には、市町及び諸官庁との連携強化です。昨年真岡市との共催による「老い仕度教室」を開催しましたが、今後毎年の行事として定着させ、更に無料相談会と一体化した制度に発展させる。これは街の法律家としての地位向上に繋がるものと思います。２つ目は、会員相互の協調体制を強化したいと考えています。昨今の社会生活は著しく多様化し、相談事例も複雑多岐化しています。個々の研鑽は勿論ですが、難題に対しては会員相互がノウハウを持ち寄り解決に当たる。この様なシステムを構築したいと考えます。その融和のため“宴会支部長”の役割も充分に果たしたいと考えています。どうぞ宜しくお願いします。

今月の表紙：わたらせ渓谷鐵道イルミネーション

# わがまち自慢　　ー日光市ー

日光市は、平成１８年３月２０日に今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村が合併し、総面積は、約１，４５０平方キロメートル、栃木県の約４分の１を占め、全国で３番目に広い面積を持つ市になりました。

この広大な市域には、「世界遺産・日光の社寺」「ラムサール条約登録湿地・奥日光の湿原」をはじめ「日光杉並木街道」「足尾銅山施設」など、世界に誇る雄大な自然と歴史的・文化的遺産があります。また、湯量豊富な温泉に恵まれ、年間１，１３０万人を超える観光客が訪れています。

そして季節ごとにそれぞれ味わい深い魅力がある中で、１年を通じ市内各地で多彩なイベントが開催されています。今回は、現在開催中であり、「恒例のイベントにプラス１の魅力」でパワーアップした冬の一大イベント「日光冬祭（にっこうふゆさい）」をご紹介します。

**【　日光冬祭　～光の祭典～　】**

**◎第８回わたらせ渓谷鐵道イルミネーション**

・各駅舎や車両、駅構内の樹木などを電飾で飾り付けするほか、古河掛水倶楽部のライトアップを実施。２月２９日（水）まで

**◎湯西川温泉かまくら祭**

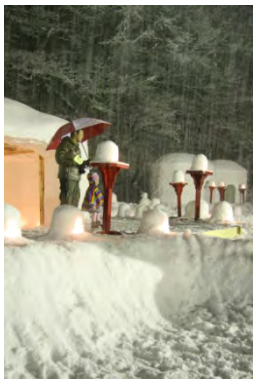

・平家の里から、沢口橋のメイン会場までをＬＥＤ電球で装飾。３月３１日（土）まで
・旧湯西川スキー場周辺で、雪上でのウィンタートレッキングを開催。雪の楽しみ方を満喫ください。２月２９日（水）までの毎週金曜、土曜、日曜日
・沢口のメイン会場で平家琵琶やケーナ、和太鼓、着つけ舞などミニコンサートを開催。３月２０日（火）までの毎週土曜、日曜日
・レーザー光線で夜空いっぱいにオーロラを浮かび上がらせる「オーロラファンタジー」を開催。３月１０日（土）～３１日（土）

**◎奥日光湯元温泉雪まつり**

・日本夜景サミット評論家の丸々もとお氏のプロデュースによる光の演出「雪灯里（ゆきあかり）」。２月２９日（水）まで
・湯の湖湖畔で雪上花火大会開催。２月２５日（土）

**◎全日本手打ちそば早食い選手権（今市宿　市縁ひろば）**

・日光冬祭プラス１としてお楽しみ抽選会を開催。３月２５日（日）

**◎第３回きぬ姫まつり（鬼怒川・川治温泉郷）**

・女将さんによる“つるし雛”の案内とつるし雛作り体験。２月２７日（月）～３月４日（日）
・人気沸騰中の“ＫＡＧＥＭＵ”によるダンスパフォーマンスショー、日光江戸村による舞台、お茶の体験などを開催。３月３日（土）、４日（日）

この機会に、多彩な温泉とおいしいものがいっぱいの日光にぜひお越しください。

氏　名：金田　修治（かねだ　のぶひろ）
事務所：誠行政書士事務所
　　宇都宮市東谷町字原４８－１
入会日：平成２３年１０月２日

**Ｑ：今日はご協力いただきありがとうございます。早速ですが、おいくつですか？**
Ａ：２９歳です。

**Ｑ：行政書士になったキッカケを教えてください。**
Ａ：東京で仕事をしていたのですが、実家の父が病に倒れ、長男の自分がそばにいなきゃと思い栃木に帰ってきました。
　ただ、実家の稼業を手伝うだけではなく、自分自身でしっかりと独り立ちをしたいという思いから、もともと大学・大学院で法律を学んでいたため、法律の知識を生かせる仕事をと考え行政書士になりました。

**Ｑ：東京ではどんなお仕事をされていたのですか？**
Ａ：前職は販売員ですが、その前はスーツアクターをやっていました。
　仮面ライダーやウルトラマンなど、いわゆる戦隊ショーでのヒーローです。

**Ｑ：それは面白い経験をされましたね。その経歴から学んだことはありますか？**
Ａ：戦隊ショーでは着替えや場面の切り替えが早いため、素早い判断力を身に着けることができました。

**Ｑ：まだ、入会して日も浅いとは思いますが、今後、力を入れたい業務などはありますか？**
Ａ：今は、実家が石材店のため相続や、ＨＰから離婚の業務をさせていただいていますが、申請取次行政書士の届出もし、国際業務研究会にも参加しており、国際業務にとても魅力を感じています。また、成年後見の他、何事も知識と経験をつけるために色んな業務をやってみたいと思います。

**Ｑ：行政書士の職域は広いので、これから一緒に頑張っていきましょう。**
　**ところで、事務所のお名前ですが、ご自身のお名前とはまったく関係性はないように思われるのですが、なぜ、「誠」なのでしょうか？**
Ａ：僕の名前は、よく間違われるのですが、「のぶひろ」と読みます。事務所名に自分の名前をつけても、きっと間違われてしまうだろうということや、新撰組への憧れの気持ちもありました。
　また、
「誠意　誠実　の『誠』の一文字を背負って、
　仕事をする」
という気持ちでこの事務所名を付けました。

初志を忘れない素敵な事務所名ですね。
今日はありがとうございました。

　ということで、宇都宮の端、ジョイフルホンダの近くにある金田会員の事務所におじゃましましたが、実はここでは書ききれないほど、色んな意味で熱い思いを語っていただきました。
　あんな話やこんな話も、連載にしたいくらいですが、金田会員の切なる希望により、涙を呑んで割愛させていただきます。
　金田会員は、まだまだお若く、とても謙虚で礼儀正しいオシャレさんなイケメン君ですが、より一層、貪欲に知識と経験を積まれ、行政書士会の若きヒーローになれるよう今後に期待したいと思います。

（塩那支部支局長　植木智美）

支局かわら版

# 北関東自動車道　愛称：「北関（きたかん）」

佐野支部

昨年、平成２３年３月１９日に、北関東自動車道　佐野田沼ＩＣ～太田桐生ＩＣ（１８．６ｋｍ）が開通しました。これにより、群馬県高崎市～茨城県ひたちなか市に至る約１５０ｋｍが全線開通したことになります。

佐野からは、群馬県に行くにも茨城県に行くにも、混雑している国道５０号線を通ることが多かったのですが、北関を利用すると、宇都宮・前橋・水戸といった主要都市間の移動時間が半分以下になるんですよ。海も近くなりました♪

実は、開通１週間前の３月１３日には「北関全線開通記念イベント」として、高速道路上でのマラソン大会やハイウェイウォーキングといった様々なイベントが予定されていました。

“高速道路を歩くなんてなかなか出来ない体験だわ！”と思い、私も家族とウォーキングに参加するはずだったのですが、２日前にあの東日本大震災に見舞われ、イベントは中止に。それどころか、東北自動車道同様、何週間にもわたって一般車両の通行は規制されました。

現在は、昨年４月２８日に東北自動車道佐野サービスエリアにスマートＩＣがオープンしたこともあり、行楽シーズンや帰省ラッシュ時などは渋滞しています。

このスマートＩＣ、栃木県内では上河内・那須高原に続き、３箇所目のオープンなのですが、こちらは東京方面・宇都宮方面とも出入りができるフルＩＣです。

ただし、下り線の場合、サービスエリアを利用した後は、スマートＩＣ出口を利用できません。

スマートＩＣ出口から出て、エリア外にある駐車場に停めてから、サービスエリアを利用してくださいね。うっかりサービスエリア内に入ってしまうと、本線に戻って次のＩＣからじゃないと降りられませんのでくれぐれもご注意を！

そしてこの佐野サービスエリア、なかなか充実しているのをご存知ですか？

上り線・下り線の間に階段があり、上下線を徒歩で自由に行き来できるのです。上り線と下り線ではお土産の品揃えが全く違うので、お買い物が２倍楽しめますよ！

ちなみに、上下線とも、佐野ラーメンを筆頭に栃木県内の名産品はもちろんありますが、上り線では東北地方や茨城県の名産品がならび、下り線では“東京名店街”と称して東京の老舗店のお土産が買えちゃいます。

また、上り線にはエリア内に宿泊施設、下り線にはドッグランがありワンちゃん連れでもＯＫです！

なかなか近くにあるサービスエリアにゆっくり立ち寄ることなどありませんでしたが、今回改めて訪れてみると、結構ここだけでも楽しめることを発見しました。

佐野といえばアウトレットや佐野厄除大師などが有名ですが、目的地に到着する前に、高速道路やサービスエリアを満喫してみるのも旅のお得感アップ！ではないでしょうか？

（支局長　川田有美）

# 支局情報

【宇都宮】

## 支部研修会開催

１月１８日（水）栃木県行政書士会館２階にて、毎年恒例となっている、宇都宮支部小平裕一会員による研修会が行われた。毎回、初心者向けに内容証明や契約書作成についての講義をしていただいているが、今年は「（初心者のための）男女関係に関する若干高度な諸問題について」と題して、男女関係の相談に限定して講義があった。実際に小平会員が手掛けた案件を事例ごとに、解決までのプロセス、その時に考えなければならない法律などを丁寧に説明していただいた。

相談業務において、男女関係のもつれといった問題はもっとも多い内容のひとつであろう。当事者同士の話し合いだと、ついエキサイティングしてしまうこともしばしばあるが、その都度、仲裁し話し合いがどこまでいったのか、今後どのように解決していきたいのかなど、冷静に話し合いができるように促しているということだった。案件ごとにこれは内容証明で解決できた、合意書の作成で解決した、など解決方法もお話しいただき大変参考になった。豊富な経験と知識とを披露していただき、やさしい語り口ながら的確な法知識の下、相談者をより良い選択へと導いている様子が伺える有意義な２時間であった。

（支局長　竹島尚子）

KOMOREBI

## 木もれび

変わった本を見つけたので、ご紹介したいと思います。

タイトルは『職人を教え・鍛え・育てるしつけはこうしなさい！』です。ちょっと偉そうなタイトルですけど、中身はむしろおだやかな文章。

ところで私は、それまで職人さんに対して、腕はいいけど無愛想、もしくはやんちゃな若者というイメージを持っていました。もちろん、行政書士になって、多くの建設屋さんと接するようになった今では、そういう人ばかりじゃないってことを知ることはできたのですが。なのに、最近このイメージの選に漏れないやんちゃな若者の育成に手を焼いている社長さんの相談に乗る機会がありました。また経審では、点数を上げるには、人が資格を取ってくれるのが一番いいのに、どうやってその気にさせたものかと思ったりもしていました。

そこで出会ったのが、この本。この世で一番、本と縁遠い世界のことを書いた変な本だなぁ、と思いながら手に取りました。この著者さんは、腕が立てば他はいいんだ、という業界のイメージに疑問を持ち、大変な勉強をされながら、左官業を営んでいるそうです。この本からは経営者側、働く側、両方に業界に危機意識を持って欲しいという気持ち、そして業界を大切に守っていきたいという気持ちがひしひしと伝わってきます。私も立場は違っても、行政書士として顧問先のみならず、日本の住と安全を担う建設業のイメージがもっと良くなればいいのに、と思っています。

人様に、読め！　と偉そうに言えませんが、私の関わっている建設屋さんには、読まなくてもいいから、とりあえず、事務所のみんなの目に付くところに置いてもらえるようにと、この本をお配りするようにしました。やる気がみなぎって、自主的に資格を取ってくれる人が現れると経審も楽になりますし(笑)。あっちこっちに配っていると、私の事務所が経営の危機にさらされますので、もし行政書士でも、建設屋さんでも、興味があれば見て頂きたいと思います。１冊１，４００円。これで、人材育成が楽になり、経審でその他の人が２級や１級になってくれるとしたら、安すぎてビックリします。ちなみに、この著者さんの会社から何か依頼されたりしたことはありません（笑）。

（芳賀支局長　柳　知明）

## 矢沢さんと握手した日

何気なく見ていたイオンモール太田（以下「イオン」）の大きくて立派な広告の中に小さな告知を見つけました。１０月２９日（土）に「ミニライブ＆サイン会」が行われるのです。「誰の？」と問われれば、「矢沢洋子」と答えます。「矢沢っていうと？」と再び問われれば、「矢沢さんちの娘」と答えます。彼女は平成２０年に２人組ユニットとしてデビューして平成２２年からは「矢沢洋子」という本名でソロ活動を行っています。そんな彼女がイオンにやって来るのです。とてもとてもお世話になっているお得意様の社長のお嬢さんのピアノの発表会に馳せ参じるように、イオンに馳せ参じなければなりません。自動車で２０分ほどの距離を、何故か自転車で７０分ほどかけて到着したときには、すでに足には強い疲労感が……。

広いショッピングモールの中、案内板を目印に催事スペースに到着するとすでに何人かが座っていて、ハンドタオル等で場所取りもされていました。時間は大分ありますが、ステージ正面の３列目に座って待つことにしました（モール内を徘徊する元気は、もはやなし）。開始３０分前に〝本人〟がフラッと登場。ステージ横に控え室だと思われるテントがありますが、そこに入ることなくステージに登って淡々とリハーサル開始。１０人位の観客の存在を気にすることなく淡々とリハーサル。呆気に取られるほどのフランクな雰囲気。バックはギターが１人だけ（しかもＴシャツ＆短パン）。スタッフも少人数（地元のＣＤショップの店員？）。１５分ほどしたら「１４時からやります」と言い残してテントの中へ。リハーサル中の、ちょっとした仕種に〝お父さま〟の面影があり。

１００脚程並べられたパイプイスはほぼ埋まり、その周囲には３０人ほどの立ち見の人がいたと思いますが、この人数で盛況といえるのでしょうか。「矢沢永吉」というビッグ・ネームは彼女にとって集客のための追い風であると同時に、一生逃れられない向かい風かもしれません。矢沢さんがソロデビュー当時「元キャロルの矢沢」とは呼ばれたくないと思っていたのと同じように、彼女も「矢沢永吉の娘」とは言われなくはないでしょう。が、「矢沢永吉の娘」という要素で集まった人が多かったのも否定できません（私もその１人です）。

私は、日本武道館の遠くて高いステージに矢沢さんがいると不思議な感じがします。本物が〝本当に存在している〟ことが不思議なのです。ステージに君臨している矢沢さんに声の限り叫んでも、大歓声の中に吸い込まれてしまいます。このイオンで同じボルテージで叫んだらきっとつまみ出されることでしょう（余談）。今、あの「矢沢さん」ちの「娘」が、手が届きそうなチャチなステージの上で歌っているという、不可思議さを思っていたら、約１５分間で３曲というミニライブは終了。ＣＤ販売ではささやかな行列ができ、約３０人がニュー・アルバムを購入していたでしょうか（私は２枚お買い上げ）。これも多かったのか少なかったのかはわかりません。サイン会の時には、少しお話もできましたし、「握手」さえできました（仮に〝お父さま〟とお話しできる機会があっても、直立不動で失神してしまうことでしょう）。２０年後に「あの矢沢洋子のお父さんも凄い歌手だったらしいよ」となり、「伝説のイオンライブ」となる日が来れば、自転車で７０分かけた甲斐があります。

（足利支部 底意地・悪次郎 こと 杵渕 徹）

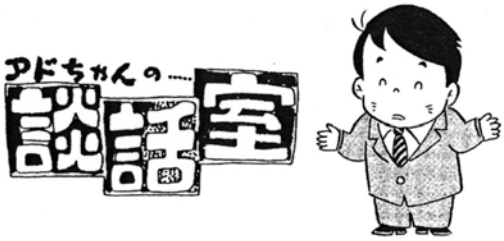

# 栃木県行政書士会カレンダー（３月）

| 日 | | 予　　定 | 時　　間 | 主　　催 |
|---|---|---|---|---|
| 2 | 金 | 三役会 | 10:30~ | 総務部 |
| | | 総務部会 | 13:30~ | 総務部 |
| 5 | 月 | ＡＤＲ調停人養成　中級編　第４回　「効果測定」 | 10:00~12:00 | ADR 特別委員会 |
| 6 | 火 | 成年後見研修会　第１回 | 13:00~16:40 | 成年後見特別委員会 |
| 7 | 水 | 書庫整理 | 10:30~ | 業務研修部 |
| | | 足利市市民相談室　行政書類（遺言など）<br>（於：足利市役所１階市民相談室） | 13:00~16:00 | 足利支部 |
| 9 | 金 | 登録説明会 | 10:00~12:00 | 総務部 |
| | | 編集会議 | 13:30~ | 広報部 |
| 12 | 月 | 行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー） | 10:00~15:00 | 宇都宮支部 |
| 13 | 火 | 行政書士基礎講座「はじめての農地法」 | 13:30~15:30 | 業務研修部 |
| 14 | 水 | ＴＩＡ相談会 | 10:00~ | 総務部 |
| | | 国際業務研究会 | 13:30~ | 国際業務特別委員会 |
| 18 | 日 | 外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室） | 13:00~16:00 | 足利支部 |
| 19 | 月 | 宇都宮市国際交流協会無料相談会<br>（於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ） | 15:00~17:00 | 宇都宮支部 |
| 21 | 水 | 行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282） | 10:00~12:00 | 小山支部 |
| 22 | 木 | 登録事前相談会 | 10:00~11:00 | 総務部 |
| | | 登録説明会 | 11:00~ | 総務部 |
| 23 | 金 | 会計精査 | 13:30~ | 財務経理部 |
| 25 | 日 | 市民プラザ無料相談会<br>（於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ） | 13:00~16:00 | 宇都宮支部 |
| 27 | 火 | 「成年後見支援センターとちぎ」創立総会 | 10:00~ | 成年後見特別委員会 |
| | | 成年後見研修会　第２回 | 13:30~16:40 | 成年後見特別委員会 |
| 28 | 水 | 行政書士専門相談<br>（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） | 10:00~12:00 | 小山支部 |

## 「登録事前相談会」開催のお知らせ

総務部では、行政書士試験合格発表後の問い合わせが多くなる時期に、入会を考えている方対象の事前相談会を開催いたします。

会員の皆様宛に「行政書士登録（開業）を考えている方」からお問い合わせがありましたら、登録事前相談会をご案内くださると幸いです。

～「登録事前相談会」～

日時：３月２２日(木)午前１０時～

場所：栃木県行政書士会館　会議室

※お問い合わせは、事務局(TEL028-635-1411)まで。

# 日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

| 日行連№ | 受信日付 | 文書の表題 |
|---|---|---|
| 1214 | H24.1.13 | 行政書士試験の実施協力に係る(財)行政書士試験研究センターからの試験協力事務費のうち「会長職務相当額」の取り扱いについて |
| 1231 | H24.1.13 | 東日本大震災の発生に伴う会費納入に関する特別措置の取扱変更について |
| 1233 | H24.1.13 | 日行連への照会に係る文書（様式）について |
| | H24.1.13 | 平成23年度全国研修＜２月期＞プログラム |
| 1216 | H24.1.18 | 平成23年度１月分会費納入について |
| 1249 | H24.1.18 | 「職務上請求書」の払出し実態の報告について（依頼） |
| 1250 | H24.1.18 | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の購入冊数報告について(依頼) |
| 1236 | H24.1.18 | 平成23年度講師養成研修レジュメ及び講義録について |
| 1257 | H24.1.24 | 法務省オンライン申請システムの廃止及び登記供託オンライン申請システムの稼働開始について |
| 1264 | H24.1.24 | 各単位会における行政書士記念日事業について |
| 1268 | H24.1.24 | 著作権相談員名簿の再調製について(お願い) |
| 事務連絡 | H24.1.27 | 平成23年度全国研修＜２月期＞の実施に関する連絡事項 |
| 1282 | H24.1.27 | 平成23年度行政不服審査法研修のＤＶＤの送付について |
| 1285 | H24.1.27 | 「新たな在留管理制度に関する研修会」の開催について(3/5) |
| 1288 | H24.1.27 | 資源エネルギー庁作成パンレットの送付について（協力依頼） |
| 1296 | H24.1.27 | 平成24年度弁理士試験に係る特許庁からの依頼について(通知) |
| 1303 | H24.1.27 | 理事会の議事結果について |
| 1304 | H24.1.31 | 平成23年度知的資産実務研修の開催及び単位推薦代表者の派遣について |
| | H24.1.31 | 全国研修＜２月期＞講義資料について |

# 正副会長の動き

| 日　時 | | 行　事 | 出席者 | 内　容・場　所 |
|---|---|---|---|---|
| 1/ 4(水) | 11:00～ | 宇都宮市賀詞交歓会 | 会長、青木 | ホテル東日本宇都宮 |
| 1/ 5(木) | 10:30～12:00 | 三役会 | 全員 | 各部の事業進捗状況 |
| | 13:00～15:00 | 新年あいさつ回り | 全員 | 官公署、友誼団体 |
| 1/ 6(金) | 13:30～16:00 | 成年後見特別委員会 | 押野 | 支援センターについて |
| 1/11(水) | 11:00～14:00 | 賀詞交歓会(栃木県行政書士会) | 全員 | ホテル東日本宇都宮 |
| 1/12(木) | | 第一業務部会 | 会長 | 日行連 |
| 1/13(金) | 12:00～ | 賀詞交歓会(埼玉県行政書士会) | 会長 | 浦和ロイヤルパインズホテル |
| | 12:00～ | 賀詞交歓会(東京都行政書士会) | 田渕 | 京王プラザホテル |
| | 13:00～ | 賀詞交歓会(新潟県行政書士会) | 手塚 | 新潟グランドホテル |
| | 18:30～20:30 | 賀詞交歓会(静岡県行政書士会) | 小林 | ホテルアソシア静岡 |
| 1/16(月) | 10:00～12:00 | 選考委員会(一次) | 全員 | 事務局員採用書類選考 |
| | 13:00～17:00 | 正副会長会 | 全員 | 平成24年度事業について |
| 1/17(火) | 14:00～ | 賀詞交歓会(群馬県行政書士会) | 会長 | 前橋商工会議所会館 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1/19(木) | 12:00～ | 日行連理事会 | 会長 | 日行連 |
| | 18:00～ | 賀詞交歓会(栃木県建築士会) | 青木 | ホテルニューイタヤ |
| 1/20(金) | 12:00～ | 賀詞交歓会(日行連) | 全員 | ANA ｲﾝﾀｰｺﾝﾁﾈﾝﾀﾙﾎﾃﾙ東京 |
| 1/21(土) | 11:00～ | 船田元新春の集い | 会長、青木 | 大晃 |
| | 14:00～ | 公明党新春政経懇談会 | 会長、青木 | アピア |
| 1/24(火) | 11:00～ | 賀詞交歓会(山梨県行政書士会) | 会長 | ベルクラシック甲府 |
| 1/25(水) | 13:00～17:00 | 選考委員会(二次) | 全員 | 事務局員採用面接 |
| 1/26(木) | 13:30～15:30 | 業務開発部会 | 手塚 | 県との連絡協議会 |
| | 18:00～ | 賀詞交歓会(栃木県建築士事務所協会) | 青木 | ホテル東武グランデ |
| | 18:00～ | 賀詞交歓会(栃木県軽自動車協会) | 手塚 | ホテル東武グランデ |
| 1/29(日) | 16:30～ | 渡辺喜美新春の集い | 会長、青木 | ホテル東日本宇都宮 |
| 1/31(火) | 15:00～17:00 | 賀詞交歓会(神奈川県行政書士会) | 会長 | 横浜ベイシェラトンホテル |

## 法務省オンライン申請システムの廃止及び登記供託オンライン申請システムの稼働開始について　～日行連より～

標記の件について、法務省オンライン申請システムが平成２４年１月３１日（火）２０時をもって廃止となり、新たに「登記供託オンライン申請システム」において取り扱いを開始することとなりますので、ご連絡いたします。

記

**①　法務省オンライン申請システム廃止に伴うプログラムの削除について**

法務省オンライン申請システムをご利用いただくためにインストールした「法務省オンライン申請システムＶｅｒ１．２０」につきましては、法務省オンライン申請システムが廃止となる平成２４年１月３１日（火）２０時以降、利用者においてアンインストール（削除）を実施していただきますよう、お願いいたします。

**②　登記供託オンライン申請システムのインストールについて**

供託かんたん申請と申請用総合ソフト等の申請用ソフトウェアを用いて申請する方法があります。詳細につきましては、法務省ＨＰをご参照ください。

参照：登記・供託オンライン申請システム　http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/
参照：法務省・オンラインによる供託手続について　http://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html

以　上

**事務局より**

### 会員名簿に関するお詫びとお願い

会員の皆さま宛に、クロネコヤマトの宅急便で会員名簿（平成２３年１２月現在）をお送りしたのですが、落丁のある物が一部の方に届いていることが分かりました。

誠に申し訳ございません。

落丁があった場合は、新しい物をお送りさせていただきますので、お手数をおかけいたしますが、事務局までご連絡下さいますよう、お願いいたします。

事務局ＴＥＬ０２８－６３５－１４１１

## 「栃木県行政書士会職員給与規程」の改正について（報告）

行政書士とちぎ平成２４年１月号による報告のとおり、第３回理事会議案第３号「栃木県行政書士会職員給与規程の改正について」が改正案作成中となっておりましたが、その後書面による理事会議決を行い、次のとおり改正されました。

改正内容：家族手当の規程見直し、子供の人数制限の削除及び父母の項目追加。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (家族手当)<br>第13条　家族手当は、税法上の扶養控除の対象となる配偶者及び子供に対し、次の区分により支給する。<br>(1) 配偶者　10,000円<br>(2) 子供1人につき　5,000円<br>ただし、第3子までとする。 | (家族手当)<br>第13条　家族手当は、職員が生計を一にし、かつ扶養している親族（所得金額38万円以下の者に限る。）に対し、次の区分により支給する。<br>(1) 配偶者　10,000円<br>(2) 子供1人につき　5,000円<br>(3) 父母1人につき　3,000円 |

**会員の皆様へ**

### 平成２３年度関東地方協議会連絡会報告書掲載のお知らせ

本会ホームページにおいて、昨年１１月２４日・２５日にエピナール那須で開催いたしました関地協連絡会の報告書がご覧いただけます。

※「会員専用」→「各種データ」→「その他」にございます。

広報部より

## 行政とちぎに投稿しませんか？

○業務に関する情報
○書士会に関するご意見
○日常において感じること
○とっておき情報
○写真・作品等

原稿はできるだけメールでお送りください。ＦＡＸの場合はワープロ印刷等鮮明に読み取れる状態でお送りください。

送付先

**栃木県行政書士会**
メール：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp　FAX：028-635-1410
郵　送：〒320-0046 栃木県宇都宮市西一の沢町１－２２

※編集の都合により掲載に時間がかかる場合や、内容により掲載できない場合もございます。ご了承下さい。

ADR 特別委員会より

# 傾聴トレーニングのお知らせ

調停人養成講座（メディエーション）の初級編・中級編の終了証を取得することが目的になっていませんか？過去８年に亘り、多くの方が受講され、メディエーションの素晴らしさを学ばれたことと思います。しかし、残念な事に、このスキルは定期的にトレーニングを積まない限り、身につかないものです。メディエーションの基本は「聴く」に始まり「聴く」に終わる。小手先のテクニックや知識は二の次・三の次です。もう一度基本に立ち返り、傾聴トレーニングを月１回、少なくとも３ヶ月に１回の受講をお勧めします。

- **もっと人の話を上手に聴けるようになりたい。**
- **調停人の資格は取ったけれど、練習不足で自信がない。**
- **各個人事務所で主として相談業務を行っているが、さらにスキルアップを目指したい。**
- **専門業務を超えて、傾聴を学ぶ多くの人と出会いたい。**

そんなあなたにピッタリの研修会です。

私も「人の話をちゃんと聴けるようになりたい。　人の話をちゃんと聴ける人でありたい」と思っています。

心理カウンセラーの竹内成彦先生はこのように話されています。
私はみなさんに、そう難しいことをお願いしようとは思いません。
私がみなさんに、かくあってほしいと思うことは、
「人の話をちゃんと聴ける人であれ」ということです。
忙しい時でも疲れている時でも・・・
人間は、ともすれば、自分のことだけで精一杯になってしまいます。
そして、他人のことを思いやる心を失ってしまいます。
人の話を聴くというのは、人を思いやることなのです。
「人の話をちゃんと聴ける人であれ。人のことを思いやれる人であれ」
人間がいちばん嬉しい瞬間は、人から優しくされた瞬間ではないでしょうか。
人から大切に扱われた、人から大事にされたと思える瞬間ではないでしょうか。
さすれば、自分もまた、常に優しき人となろうではありませんか。
人を大切に扱える、人を大事にする人になろうではありませんか。
人の話をちゃんと聴くという行為ほど、人を大切に扱う行為はありません。
人の話をちゃんと聴くことが出来る人が増えれば、
もっと世の中は、平和に満ちた世界になると思います。

私たち ADR 特別委員会も同じく、これからの世の中、一人ひとりが【思いやりある傾聴】を心がけるだけで、紛争予防の機能は十分に果たすと確信しております。
是非とも、周りにお声がけの上、ご参加くださる様お願いいたします。

※　第１回は４月１７日（火）（行政書士とちぎ３月号で募集します。）
今後の予定：毎月第３火曜日　午後１：００から午後５：００まで。
　　毎月の行政書士とちぎでご確認ください。

業務特集

# はじめての建設業

総務部
岸　清美

まず建設業者がわれわれ行政書士の事務所に、電話か直接訪問で、「建設業の許可をとりたいんだが、その手続きをやってくれないか。」と言ってきます。
行政書士として引き受ける旨を伝えたあと、書類作成にかかる前に**絶対**に確認しておかなくてはならない次の3点があります。確認の上進めて下さい。

【1】どの種類の建設業を選ぶか。

【2】どの種類の建設業**許可**に該当するのか。

【3】5つの**要件**を満たしているのか。

その際、依頼者はいろいろな質問や相談をよくしてくるものです。「許可はどの位の期間でおりるのか。」「指名入札に参加するにはどうしたらよいのか。」などさまざまです。
したがって、単に書類作成の技術だけではなく、建設業というものについての幅広い知識をもつよう努める必要があると思います。
行政書士の業務は一回限りのものが多く、得意客をつくるような業務はあまりありません。ところが、建設業許可は5年ごとに更新手続きをしていかなくてはならないために業務に継続性があるのです。さらに、事業年度終了ごとの変更届（決算終了に伴う）とか、指名入札参加手続きなどいろいろな書類作成手続きが定期的に必要になってきます。このように、継続性のある業務は一度お客様になって頂くと安定したものになります。

## ■　建設業許可の概要　■

**【　建設業の許可　】　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という）**

（1）建設業とは　―法第2条―
建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請負うことをいいます。28業種に分かれています。
なお、ここでいう請負とは、雇用、委任、建売住宅の売買などと基本的に異なる考え方をとっていますからご注意下さい。

（2）許可を必要とする者　―法第3条―
建設業を営もうとする者は、下記に掲げる工事を除いてすべて許可の対象となり、28種の建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。
「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています。

●許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

| | |
|---|---|
| 建築一式工事以外の建設工事 | 1件の請負代金（注）が500万円未満の工事（消費税を含んだ金額） |
| 建築一式工事で右のいずれかに該当するもの | （1）1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事（消費税を含んだ金額）<br>（2）請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150㎡未満の工事<br>（主要構造部が木造で、延面積の1/2以上を居住の用に供するもの。） |

（注）請負代金とは工事の請負契約代金＋発注者から支給された材料費。　1つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。

（3）許可の種類　―法第3条―
ア　国土交通大臣許可・・・・・二つ以上の都道府県に営業所がある場合
イ　知　事　許　可・・・・・一つの都道府県に営業所がある場合
建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他府県でもおこなうことができます。例えば栃木県知事から許可を受けた建設会社は、営業活動は栃木県内の本支店のみとなりますが、その本支店における契約に基づいた工事は営業所のない他都道府県でも可能となります。大臣許可に該当するかどうか不明な場合は担当課にご相談下さい。
※「営業所」とは、請負契約の締結に係わる実体的な行為を行う事務所をいい、最低限度の要件としては、契約締結に関する権限を委任された者がおり、かつ、営業を行うべき場所を有し、電話、机等什器備品を備えていることが必要です。

（4）建設工事と建設業の種類
※ 土木一式、建築一式の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は500万円以上（消費税込）の専門工事を単独で請負うことはできません。
**一式工事の「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであるとされています。下請工事を一式工事する場合、ご留意下さい。**
建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事のほか、26の専門工事の計28の種類に分類されており、この建設工事の種類ごとに許可を取得することとされています。
実際に許可を取得するにあたっては、営業しようとする業種ごとに取得する必要があります。

**【　営業所の要件　】 ―法第3条―**

営業所とは、本店、支店、若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、次の要件を備えているものをいいます。

（1）請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。

（2）電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分、他法人又は他の個人事業主とは間仕切り等で明確に区分された事務室が設けられていること。

（3）経営業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人（（1）に関する権限を付与された者。）が常勤していること。

（4）専任技術者が常勤していること。

したがって、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所等は、この営業所に該当しません。

**【　許可の区分　】**

**一般建設業と特定建設業　―法第4条―**

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています（同一業種について、一般と特定の両方の許可は受けられません。）。

特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、次のように法令上特別の義務が課せられています。

（1）下請金額の制限

発注者（施主） → 元請 → 下請（一次）

※工事の全部又は一部を下請に出す場合の契約金額　（消費税込み）

| 特定建設業 | 一般建設業 |
|---|---|
| ①3,000万円以上（建築一式は4,500万円以上）複数の下請業者に出す場合はその合計 | ①3,000万円未満（建築一式は4,500万円未満）②工事のすべてを自分（自社）で施工 |

*工事の全部を下請に出す場合は、契約書等において事前に発注者（施主）の承諾を得た場合。

*二次以降の下請に対する下請金額の制限はありません。

※　一括下請けの場合、法第22条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により禁止されておりますので、ご注意ください。なお、一括下請の禁止は二次以降の下請にも同様に適用されます。

**※　建設業の許可の種類は、新規　許可換え新規　般・特新規　業種追加　更新　般・特新規＋業種追加等に分類され、申請区分により申請することになります。**

**【　許可の有効期間　】（5年間）（平成6年12月28日から施行）　―法第3条―**

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する日の30日前までに、当該許可を受けた時と同様の手続きにより更新の手続をとらなければなりません。ご注意下さい。

## ■　許可の要件　■

**【　建設業許可の基準　】（許可を受けるための要件）　―法第7条・法第8条・法第15条―**

許可を受けるためには、次に掲げる5つの資格要件を備えていることが必要です。

- **経営業務の管理責任者が常勤でいること。**
- **専任技術者を営業所ごとに常勤で置いていること。**
- **請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。**
- **請負契約に関して誠実性を有していること。**
- **欠格要件等に該当しないこと。**

※紙幅の関係で詳細に述べることはできないが、以上の基本的な事柄を確認し建設業許可申請業務を進めて下さい。なお、添付資料等については各都道府県独自の裁量が下される場合もありますのでご確認下さい

## ■　手数料の納入　■

許可を申請する場合には、次の区分により「登録免許税」または「許可手数料」の納入が必要です。

| | | |
|---|---|---|
| 国土交通大臣の新規の許可 | 登録免許税 | 15万円 |
| 国土交通大臣の許可の更新及び同一許可区分内の追加の許可 | 手数料 | 5万円 |
| 都道府県知事の新規の許可 | 手数料 | 9万円 |
| 都道府県知事の許可の更新及び同一許可区分内の追加の許可 | 手数料 | 5万円 |

## ■　申請書等の提出先　■

国土交通大臣許可を申請する場合・・・・・・本店の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方整備局長等に提出

都道府県知事許可を申請する場合・・・・・・都道府県知事に提出

# 「成年後見支援センターとちぎ」創立総会開催のお知らせ

成年後見支援センターとちぎ
発起人一同

会員の皆様におかれましては業務にご精励のこととお慶び申し上げます。

この度、今まで県内５つの裁判所管轄ごとに存続しておりました成年後見支援センターを発展解消し、「成年後見支援センターとちぎ」という名称の新しい組織を発足する運びとなりました。

新しい成年後見制度が施行された平成１２年から行政書士会も研究、研修、広報活動を行なってきました。しかし、１０余年間を振り返ってみると成年後見制度においての行政書士の知名度はもう一つというのが現実です。

これらのことを踏まえ成年後見特別委員会では、５つの支援センター会員による全体会議を２回開催して皆様の意見を伺い、本会の三役会の意見も参考にした上で、今後について鋭意検討を重ねて参りました。検討の結果、成年後見制度は行政書士の業務の範疇に属さないため、行政書士会とは別組織にすることとし、発起人により「成年後見支援センターとちぎ」という名称や会則（案）を決定致しました。

独立した組織といっても資力も無い組織であり、加入者のやる気だけが頼りです。もちろん栃木県行政書士会の後援も頂きますが、それに頼っていては「成年後見支援センター」の発展はありえません。

「成年後見支援センターとちぎ」の創立総会を開催するにあたり、賛同して下さる加入者を募集致します。希望される方にはできるだけ創立総会に出席頂き、活発な討議をお願い致します。

なお、加入希望の方で栃木県行政書士会で実施した成年後見研修を修了されていない方は、３月から開催される成年後見研修を受講されるようお願い致します。

また、県内５つの旧成年後見支援センター会員だった方も改めて加入の確認をしたいため、申込書の送付をお願い致します。

記

「成年後見支援センターとちぎ」創立総会

日　時：平成２４年３月２７日（火）午前１０時～
場　所：栃木県行政書士会館　２階会議室
議　案：「会則について」、「役員について」、他

申込み、総会の出欠は FAX で送信願います（FAX＝028-635-1410）。

（申込書　兼　総会出欠確認書）　　平成　　年　　月　　日

「成年後見支援センターとちぎ」への加入を申し込みます。

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３月２７日の創立総会は、

1. 出席します。
2. 欠席しますので、審議内容・決定事項について一切を委任します。

～成年後見特別委員会より～

# 成年後見研修会開催のお知らせ

ご要望の多くありました成年後見研修会を開催致します（全10回）。過去の研修との相違点は…

・初級、中級の区別はありません。10回の受講で基礎から実務、事例まで学べます。

・研修で使用するＤＶＤは(社)コスモス成年後見サポートセンターで製作した全国統一の内容です。

・10回の研修後実施する効果測定に合格すると、個人で(社)コスモス成年後見サポートセンターに入会できます。

○日程、内容、過去の初級・中級成年後見研修修了者の免除科目

| 実施回 | 研修日（すべて平成24年） | 科目（内容） | 講義時間 | 初級修了者 | 中級修了者 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１回 | ３月　６日（火） | 行政書士と成年後見活動（倫理） | 3 | 免除 | 免除 |
| 第２回 | ３月２７日（火） | 成年後見制度概論 | 3 | 免除 | 免除 |
| 第３回 | ４月　３日（火） | 法定後見制度の基礎と実務 | 3 | 免除 | 免除 |
| 第４回 | ４月２４日（火） | 任意後見制度の基礎と実務 | 3 | 免除 | 免除 |
| 第５回 | ５月　８日（火） | 財産管理の実務 | 1.5 | | |
| | | 身上監護の実務 | 1.5 | | 免除 |
| 第６回 | ５月２２日（火） | 認知症に関する基本理解 | 1.5 | 免除 | 免除 |
| | | 知的障がい及び精神障がいに関する基本理解 | 1.5 | | |
| 第７回 | ６月　５日（火） | 高齢者福祉の基礎 | 1.5 | | 免除 |
| | | 障がい者福祉の基礎 | 1.5 | | 免除 |
| 第８回 | ６月２６日（火） | 成年後見制度に関わる諸制度 | 3 | | 免除 |
| 第９回 | ７月　３日（火） | 法定後見事例研究 | 3 | | 免除 |
| 第10回 | ７月２４日（火） | 任意後見事例研究 | 3 | | 免除 |

※時間は、第１回目のみ13:00～16:40(開講式のため)。第２回～第10回は13:30～16:40(休憩10分含む)。

※効果測定の日程は未定。受講者に後日お知らせします（中級修了者は効果測定免除）。

○会　場＝栃木県行政書士会館２階会議室

○講　師＝神奈川県行政書士会　行政書士　粂 智仁　講師（ＤＶＤでの講義）

○受講料＝１３，０００円（30時間の研修＋テキスト代（全334頁）＋効果測定料）。

第１回の研修日（３月６日）に徴収致します。テキストもその日に配布します。

※初級修了者は９，０００円（16.5時間の研修＋テキスト（全334頁）代＋効果測定料）。

※中級修了者は１，０００円（３時間の研修）。希望者には３，０００円でテキストを販売。

※初級または中級修了者でも希望者すれば全研修を受講可（その場合は１３，０００円）。

※初級または中級修了者の免除は平成24年12月末までの特例措置。それ以降は全研修を受講。

○申込み＝下記の申込み書に必要事項を記入の上、事務局宛にＦＡＸでお申し込み下さい。

申込みは２月２４日（金）まで。テキスト発注の都合で締切後は受付できません。

また、途中回からの申し込みは受け付けていません。

（申し込み締切日＝2/24・FAX送信先＝028-635-1410）

---

## 成年後見特別委員会「成年後見研修会」参加申込書

平成　　年　　月　　日

支部名：＿＿＿＿＿＿＿＿　　会員名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 該当欄に○印 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 区分 | 全10回受講者（13,000円） | 初級修了者（9,000円） | 中級修了者(ﾃｷｽﾄ無)（1,000円） | 中級修了者(ﾃｷｽﾄ希望)（4,000円） |

研修詳細

## ＡＤＲ調停人養成　　中級編　第４回（計４回）

ADR 特別委員会主催

○開催日時
　平成２４年３月５日（月）１０：００～１２：００
○開催場所
　栃木県行政書士会館２階
○研修内容
　中級編最後の効果測定です。
○講　　師
　行政書士　土方　美代
○受講料
　５００円

研修詳細

## 行政書士基礎講座　第１１回

業務研修部主催

○開催日時
　平成２４年３月１３日（火）１３：３０～１５：３０
○開催場所
　栃木県行政書士会会館２階
○研修項目
「はじめての農地法」
○講　　師
　行政書士　　田渕　徹
○受講料
　無　料

# 募　集

## 研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

| 研修名 | | 受講料 | 申込〆切 | 申込 | ﾃｷｽﾄ申込 | 昼食¥500程度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 3／5 | ＡＤＲ調停人養成 中級編　第４回 | 500 円 | 3/2 | | — | — |
| 3／13 | 行政書士基礎講座　第１１回 「はじめての農地法」 | 無　料 | 3/13 | | — | — |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支部名 | | 氏　名 | |
| ＦＡＸ | | | |

# 栃木県行政書士会員の動き

（平成 24 年 1 月 31 日現在）

【入　会】

| | 支部・氏名 | 入会年月日<br>登録年月日 | 郵便番号 | 事　務　所 | 電　話 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 小　山<br>中三川邦幸 | H24. 1. 1 | 323-0807 | 小山市城東 1-8-12 | 0285-24-2304 | |
| | 宇都宮<br>木村　新 | H24. 1. 15 | 321-0944 | 宇都宮市東峰町 3094-201 | 028-689-3567 | |

【退　会】

| 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 | 支　部 | 氏　名 | 退会年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 宇都宮 | 小野　浩史 | H24. 1. 19 | 廃　業 | 小　山 | 毛塚　昇作 | H24. 1. 25 | 廃　業 |
| 宇都宮 | 大島　敏郎 | H24. 1. 31 | 廃　業 | | | | |

【変　更】＊市町村合併に伴う変更

| 支　部 | 氏　名 | 変更事項 | 変　更　内　容 |
|---|---|---|---|
| 栃　木 | 碓井　雅也 | 事務所 | 栃木市薗部町 2-21-21 |
| 宇都宮 | 小磯　富司 | 事務所 | 宇都宮市西の宮 1-1-2 |
| 芳　賀 | 海老原富士枝 | 事務所<br>ＴＥＬ | 真岡市東光寺 1-2-15<br>0285-83-5775 |
| 鹿　沼 | 古澤　悦夫 | ＊事務所 | 栃木市西方町本郷 60-1 |

**平成２３年度行政書士試験結果**

| 試験地 | 申込者数 | 受験者数 | 合格者数 | 合格率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 茨城県 | 1,229 | 995 | 55 | 5.53 |
| **栃木県** | 1,036 | 818 | 40 | 4.89 |
| 群馬県 | 1,209 | 975 | 50 | 5.13 |
| 埼玉県 | 4,344 | 3,486 | 271 | 7.77 |
| 千葉県 | 3,650 | 2,913 | 223 | 7.66 |
| 東京都 | 19,225 | 14,882 | 1,592 | 10.70 |
| 神奈川県 | 4,582 | 3,595 | 296 | 8.23 |
| 全国合計 | **83,543** | **66,297** | **5,337** | **8.05** |

**お知らせ**

事務局の串田さんが昨年１２月２０日付で退職しました。平成１９年１０月に入局し、研修などを担当してこられました。４年間お疲れさまでした。

**編集後記**

２月２２日は行政書士記念日です。当会では、「組織の結束」や「制度の普及」というこの記念日制定の目的に沿った活動として、昨年に続いて下野新聞に会員名を掲載した広告を出しました（２／５付　希望者のみ掲載）。問い合わせ数の急増により、宣伝効果が再確認されたところです。今後もより効果的な広報について研究を進めて参ります。　（広報部　田代昌宏）


行政書士とちぎ　２月号 №422

発行人　栃木県行政書士会　会長　須永 威
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2012.2
平成24年2月15日発行　第422号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

# ・とちぎを元気に・地元を元気に・

## 無料相談受付中　お気軽にご相談下さい。

相続　遺言　成年後見　契約書　許認可

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（丸くいく）

マスコットキャラクター
アドちゃん

# 栃木県行政書士会